長浜市告示第１６７号

長浜市養育支援訪問事業実施要綱（平成25年長浜市告示第25号）の一部を次のように改正する。

令和７年４月１日

長浜市長　浅見　宣義

第１条中「保健師、保育士、家庭児童相談員等による専門的相談支援及び訪問介護員の派遣による育児・家庭援助を行い、当該家庭において安定した」を「専門的相談支援員を派遣し、当該家庭が抱える養育上の諸問題を解決し、又は軽減し、安定した」に改める。

第３条中「（こんにちは赤ちゃん事業）の実施結果や、母子保健事業、」を「の実施結果、母子保健事業又は」に、「かかる」を「係る」に改める。

第４条中「この事業」を「本事業」に改め、同条第１号ア中「、育児と迎える」を「及び育児を迎える」に、「及び」を「、助言又は」に改め、同号イ中「や養育技術」を「、養育技術」に、「及び」を「、助言又は」に改め、同条第２号ア中「にある家庭など」を「等により」に、「恐れ」を「おそれ」に、「や児童」を「及び児童」に、「及び」を「、助言又は」に改め、同号イ中「家庭等」を「家庭」に、「及び」を「、助言又は」に改める。

第５条を削る。

第６条中「策定」を「作成」に改め、同条を第５条とし、同条の次に次の１条を加える。

（専門的相談支援員）

第６条　専門的相談支援員は、前条の規定により決定された計画に基づき支援対象家庭を訪問し、支援を実施する。

２　専門的相談支援員は、次に掲げる資格のいずれかを有し、支援に必要な研修を受講した者とする。

(1) 保健師

(2) 助産師

(3) 保育士

(4) 児童指導員

第７条を削る。

第８条中「利用者の費用負担」を「本事業の利用に係る費用」に改め、同条ただし書中「ただし」の次に「、利用者は」を加え、「あたって」を「当たって」に、「係る費用は、利用者が」を「ついては、実費相当額を」に改め、同条を第７条とする。

第９条中「この事業」を「本事業」に改め、同条を第８条とし、第１０条を第９条とする。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。